

平成 25 年 2 月 20 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区赤坂八丁目4番 14 号
プレミア投資法人

代表者名 執行役員 川守 祐 市
(コード番号 8956)

資産運用会社名

プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長 村岸 公 人

問合せ先 取締役 駒井 厚生

業務運営本部長

(TEL:03-5772-8551)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

プレミア投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 24 年 12 月 14 日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成 25 年 3 月 22 日に第 7 回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)を開催する予定ですが、本日開催の本投資法人役員会において、本投資主総会への規約変更及び役員選任議案の付議に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容と理由

(1) (第 6 条関係)

「租税特別措置法」(昭和 32 年法律第 26 号)に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件の一部が改正されたことに伴い、所要の変更を行うものです。

(2) (第 21 条関係)

補欠役員の選任に係る決議の効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と一致させるため、規約において別段の定めを新設するものです。

(3) (規約別紙「資産評価の方法及び基準」Ⅲ. 資産評価の方法及び基準 1.(4)関係)

表現の明瞭化のため、所要の変更をするものです。

(4) (第 13 条、規約別紙「資産運用の対象及び方針」Ⅴ. 法令・規則等の遵守、規約別紙「資産評価の方法及び基準」Ⅲ. 資産評価の方法及び基準 1.(5)関係)

平成 25 年 1 月 4 日付けにて、社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。

(規約変更に関する詳細につきましては、添付資料「第 7 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員 川守祐市並びに監督役員 飯沼春樹及び新沢忠は、平成 25 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、第 7 回投資主総会に、執行役員 1 名及び監督役員 2 名の選任について議案を提出します。

また、現補欠執行役員及び現補欠監督役員の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失います。つきましては、執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 2 名及び補欠監督役員 1 名の選任について議案を提出します。

(1) 執行役員及び監督役員候補者

執行役員 高野博明(新任)

監督役員 飯沼春樹(重任)

監督役員 櫻井憲二(新任)

(2) 補欠執行役員及び補欠監督役員候補者

補欠執行役員 村岸公人(再任)

補欠執行役員 駒井厚生(新任)

補欠監督役員 遠藤哲嗣(再任)

(役員選任に関する詳細につきましては、添付資料「第 7 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 日程

平成 25 年2月 20 日	第7回投資主総会提出議案の本投資法人役員会での承認
平成 25 年3月 6日	第7回投資主総会招集ご通知発送(予定)
平成 25 年3月 22 日	第7回投資主総会開催(予定)

以上

【添付資料】

第7回投資主総会招集ご通知

- ※ 本資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- ※ 本投資法人のホームページアドレス <http://www.pic-reit.co.jp>

平成25年3月6日

投資主各位

東京都港区赤坂八丁目4番14号
プレミア投資法人
執行役員 川守祐市

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年3月21日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、規約第20条第5項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

規約第20条第5項

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。この場合、議案について賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成25年3月22日（金曜日） 午前10時00分
2. 場 所： 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階アカデミーヒルズ六本木フォーラム内「タワーホール」（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項：

決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案： 監督役員2名選任の件
- 第5号議案： 補欠監督役員1名選任の件

以 上

（お願い）◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日は投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト（<http://www.pic-reit.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 変更の理由

① （第6条関係）

「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号）に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件の一部が改正されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

② （第21条関係）

補欠役員の選任に係る決議の効力を有する期間に関し、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と一致させるため、規約において別段の定めを新設するものであります。

③ （規約別紙「資産評価の方法及び基準」Ⅲ．資産評価の方法及び基準 1. (4) 関係）

表現の明瞭化のため、所要の変更をするものであります。

④ （第13条、規約別紙「資産運用の対象及び方針」Ⅴ．法令・規則等の遵守、規約別紙「資産評価の方法及び基準」Ⅲ．資産評価の方法及び基準 1. (5) 関係）

平成25年1月4日付けにて、社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴い、必要な字句の修正を行うものであります。

2 規約の変更内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

※下線は変更部分を示します。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 本投資法人が<u>発行する投資口の発行価額の総額のうち</u>に国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. （記載省略）</p> <p>第13条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、役員会において適切と判断した場合、投信法の規定に従い、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。但し、<u>社団法人投資信託協会</u>の規則等において定める額を限度とする。</p> <p>3. ～4. （記載省略）</p> <p>第21条（執行役員及び監督役員に関する事項）</p> <p>1. ～3. （記載省略） （新設）</p>	<p>第6条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 本投資法人の<u>投資口の発行価額の総額のうち</u>、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>第13条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、役員会において適切と判断した場合、投信法の規定に従い、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。但し、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の規則等において定める額を限度とする。</p> <p>3. ～4. （現行どおり）</p> <p>第21条（執行役員及び監督役員に関する事項）</p> <p>1. ～3. （現行どおり）</p> <p>4. <u>補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において執行役員又は監督役員が選任されなかった場合には、執行役員又は監督役員が選任された直近の投資主総会）において選任された執行役員又は監督役員の任期が終了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第27条（雑則）</p> <p>本規約は、平成14年4月22日に定められた。</p> <p>本規約は、平成14年7月16日に改訂された。</p> <p>本規約は、平成16年4月23日に改訂された。</p> <p>本規約は、平成18年4月21日に改訂された。</p> <p>但し、当該改訂は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号、その後の改正を含む。）の施行日から効力を生じる。</p> <p>本規約は、平成20年4月18日に改訂された。</p> <p>但し、当該改訂は、平成20年5月1日から効力を生じる。</p> <p>本規約は、平成22年4月14日に改訂された。</p> <p>本規約は、平成23年3月25日に改訂された。</p>	<p>第27条（雑則）</p> <p>本規約は、平成14年4月22日に定められた。</p> <p>本規約は、平成14年7月16日に改訂された。</p> <p>本規約は、平成16年4月23日に改訂された。</p> <p>本規約は、平成18年4月21日に改訂された。</p> <p>但し、当該改訂は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号、その後の改正を含む。）の施行日から効力を生じる。</p> <p>本規約は、平成20年4月18日に改訂された。</p> <p>但し、当該改訂は、平成20年5月1日から効力を生じる。</p> <p>本規約は、平成22年4月14日に改訂された。</p> <p>本規約は、平成23年3月25日に改訂された。</p> <p>本規約は、平成25年3月22日に改訂された。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(規約別紙)</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>V. 法令・規則等の遵守 本投資法人の運用資産は、本運用方針の定めのほか、投信法並びに関係法令及び<u>社団法人投資信託協会</u>に定める規則等（その後の改正を含む。）を遵守し運用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">資産評価の方法及び基準</p> <p>III. 資産評価の方法及び基準</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1) ~ (3) (記載省略)</p> <p>(4) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① <u>取引所</u>に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>当該<u>取引所</u>の最終価格に基づき算出した価額。但し、最終価額がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）に基づき算出した価額。</p> <p>② <u>取引所</u>の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p style="text-align: right;">(記載省略)</p> <p>③ (記載省略)</p> <p>(5) その他</p> <p>上記に定めがない場合については、<u>社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p>	<p style="text-align: center;">(規約別紙)</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>V. 法令・規則等の遵守 本投資法人の運用資産は、本運用方針の定めのほか、投信法並びに関係法令及び<u>一般社団法人投資信託協会</u>に定める規則等（その後の改正を含む。）を遵守し運用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">資産評価の方法及び基準</p> <p>III. 資産評価の方法及び基準</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① <u>金融商品取引所</u>に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>当該<u>金融商品取引所</u>の最終価格に基づき算出した価額。但し、最終価額がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）に基づき算出した価額。</p> <p>② <u>金融商品取引所</u>の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(5) その他</p> <p>上記に定めがない場合については、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員 川守祐市は、平成25年3月31日をもって任期満了となりますので、平成25年4月1日付けで、新たに執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第21条第3項の定めにより、就任する平成25年4月1日より2年とします。なお、本議案は、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
たかの ひろあき 高野博明 (昭和24年1月18日)	昭和47年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 平成14年6月 西日本電信電話株式会社 取締役サービス開発部長 平成16年6月 同社 常務取締役 大阪支店長 平成18年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション 代表取締役社長 平成20年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 代表取締役副社長 平成24年6月 同社 顧問（現職）	0口

- ・重要な兼職に該当する事実
該当ありません。
- ・投資法人との特別な利害関係
該当ありません。

第3号議案：補欠執行役員2名選任の件

現補欠執行役員 村岸公人の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失います。つきましては、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、村岸公人を第一順位、駒井厚生を第二順位とします。なお、本議案は、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	むら ぎし きみ と 村 岸 公 人 (昭和22年10月29日)	昭和46年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 平成8年7月 日本電信電話株式会社 不動産企画部 担当部長 平成11年1月 同社 東日本会社移行本部企画部 担当部長（エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社に出向） 平成12年4月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 事業企画部部長 平成12年6月 同社 取締役 事業企画部部長 平成19年6月 同社 常務取締役 開発推進部長 平成20年6月 同社 代表取締役常務 特命事項担当 平成22年6月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長（現職）	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
2	こま い あつ お 駒 井 厚 生 (昭和35年6月1日)	昭和58年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 平成13年7月 東日本電信電話株式会社 財務部 担当課長 平成20年7月 同社 総務人事部 担当課長 （株式会社NTT東日本プロパティーズに出向） 平成21年9月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 不動産投資推進部 担当部長 平成22年6月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役 業務運営本部長（現職）	0口

・重要な兼職に該当する事実

補欠執行役員候補者 村岸公人は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。

補欠執行役員候補者 駒井厚生は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社の取締役です。

・投資法人との特別な利害関係

両候補者について、該当ありません。

なお、上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員 飯沼春樹及び新沢 忠は、平成25年3月31日をもって任期満了となりますので、平成25年4月1日付けで、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第21条第3項の定めにより、就任する平成25年4月1日より2年とします。監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	飯沼春樹 (昭和23年4月19日)	昭和51年4月 弁護士登録 昭和53年4月 飯沼総合法律事務所開設(現職) 平成12年4月 税理士登録 平成14年5月 本投資法人 監督役員就任(現職) 平成19年10月 郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社) 監査役(現職) 平成23年6月 大東紡織株式会社 監査役(現職)	0口
2	櫻井憲二 (昭和23年10月28日)	昭和48年10月 監査法人和光事務所(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 昭和53年9月 公認会計士登録 平成9年5月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員 平成16年5月 同監査法人 本部理事 平成23年7月 公認会計士 櫻井憲二事務所 開設(現職) 平成24年6月 リズム時計工業株式会社 監査役(現職)	0口

- ・重要な兼職に該当する事実

監督役員候補者 飯沼春樹は、飯沼総合法律事務所の代表者です。なお、同候補者は現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

監督役員候補者 櫻井憲二は、公認会計士 櫻井憲二事務所の代表者です。

- ・投資法人との特別な利害関係

両候補者について、該当ありません。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

現補欠監督役員 遠藤哲嗣の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失います。つきましては、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしますと存じます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
えん どう てつ じ 遠 藤 哲 嗣 (昭和23年5月14日)	昭和51年4月 弁護士登録 昭和57年3月 遠藤法律事務所(現 遠藤・金崎法律事務所)開設(現職) 平成7年6月 小糸工業株式会社(現 KIホールディングス株式会社) 監査役(現職) 平成16年6月 日本総合住生活株式会社 監査役(現職)	0口

・重要な兼職に該当する事実

補欠監督役員候補者 遠藤哲嗣は、遠藤・金崎法律事務所の代表者です。

・投資法人との特別な利害関係

該当ありません。

<参考事項>

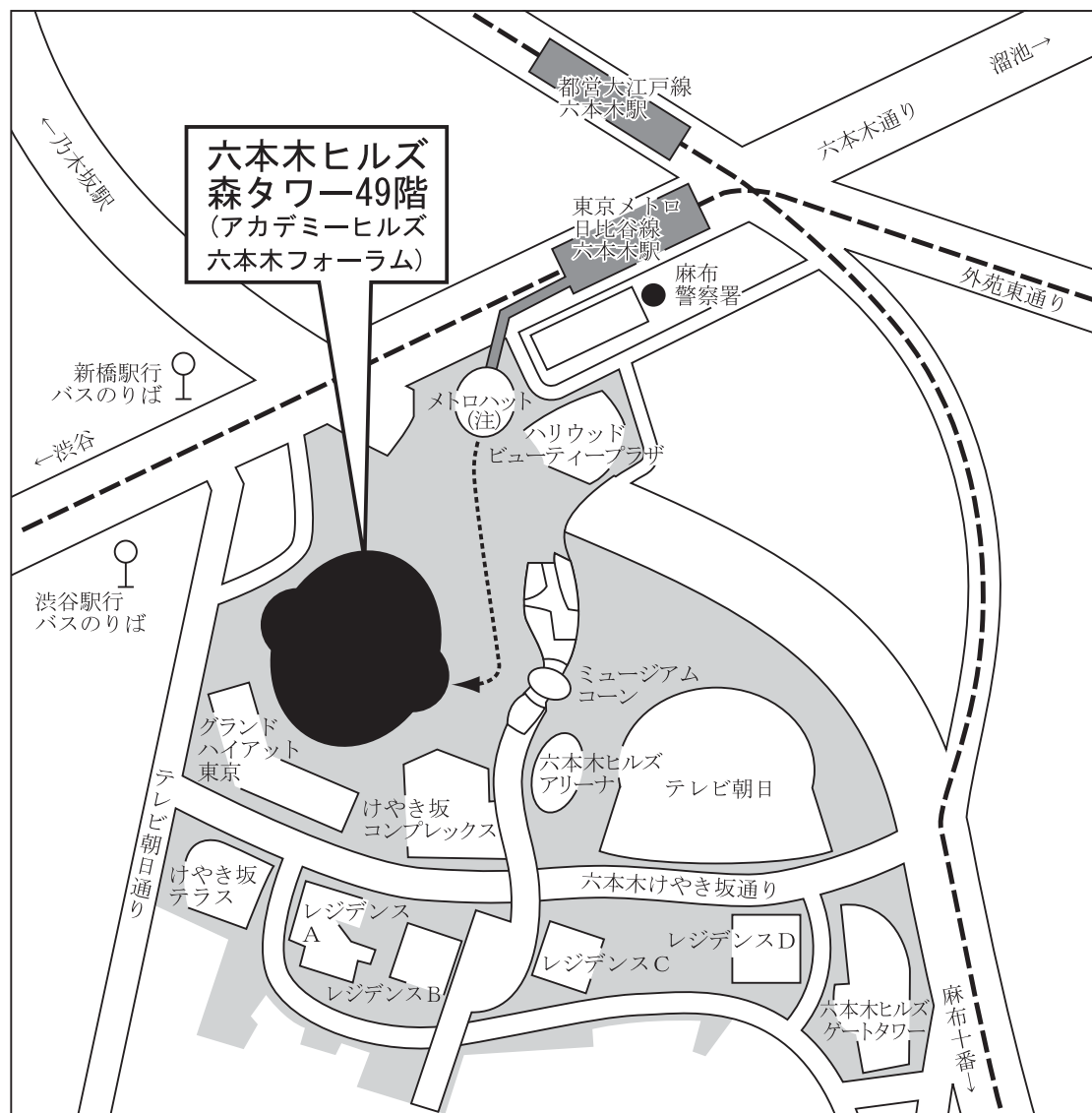
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第20条第5項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階
アカデミーヒルズ六本木フォーラム内「タワーホール」

電話 03-6406-6649



(注) メトロハットは地下1階から2階までの直通エスカレーターによる六本木ヒルズ専用出入口です。日比谷線六本木駅下車の場合は、こちらをご利用ください。バス・大江戸線六本木駅下車の場合は、六本木ヒルズ内の階段・エスカレーターにて、2階にお上がりください。

交通手段のご案内

- <地下鉄> 東京メトロ日比谷線／六本木駅：1C出口（メトロハットへ直結） 会場まで徒歩約5分
 - 都営大江戸線／六本木駅：3出口 会場まで徒歩約7分
 - <バス> 都営01系統バス／渋谷～六本木ヒルズ「六本木ヒルズ」下車 会場まで徒歩約6分
 - 都営01系統バス／新橋～渋谷「六本木六丁目」下車 会場まで徒歩約6分
- 駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。